

次期一般選挙から

6月定例会を6月11日から21日までの会期で開会した。

今定例会では、損害賠償事案の報告2件、法律改正に伴う条例改正の専決承認2件、諮問1件、条例など8件、陳情3件、発議2件を処理した。

先日発覚した不適正な事務処理に係る町の内部調査は終了したとして、21日には関係職員の懲戒処分が行われた。併せて、町長、副町長の処分も、「減給」を内容とする特例条例が提案されたが、時期尚早と否決した。

一方で、再発防止の発注管理システム変更の補正予算は可決した。

議員定数削減を求める要望書の採択に伴い、「議員定数を16から14に変更する条例改正案」が発議され、賛成多数で可決した。

最終日に奥田正和議員の辞職願を許可し、新たに徳光義昭議員を議長に選出、併せて議会構成の一部を変更した。

議員定数削減 16議席を14議席に

議員定数は議会改革調査特別委員会の重点項目のひとつ。議論の結果昨年12月に現状維持の結論を出した。

これに対し「議員定数削減」の要望書が提出された。特別委員会で再度、調査・議論し、不採択すべきものとし、21日の本会議に報告。採決で賛否同数となり議長裁決で原案採択に決した。

これにより、賛成の福田義人議員他7名か

ら「議員定数2減」の条例改正の発議が提出され可決した。

反対討論

中村 幸雄

公聴会を開くべき

二元代表制での議会の役割は、監視機能であり、意思決定機能である。

議会が不偏な判断をするには、性別、年齢、地域など幅広さが望まれる。2千人余りの陳

情は大切だが、住民の声を大事にするとなれば公聴会など、住民の意見を聞いた後の判断が妥当と思う。

賛成討論

岡田 武士

署名の意に沿うのが議会の役割

12月議会を踏まえ、あえて2千人の署名を集めての要望は重く無視できない。住民の意に沿うのが議会の役割と考える。

反対討論

矢山 武

他町の事例で判断はいけない

合併10年の節目をひかえ、建設計画や財政など諸課題の重要な局面にある。十人十色の

合併後初、損害賠償の和解を報告

地方自治法96条は「損害賠償の額の決定は議決が必要」と定められている。しかし合併後こうした議案は一件もなかった。

昨年議会はこのことを追求し、付議していない事実を認めた。

一方、損害賠償の被害者は多くの場合町民であるから、迅速な対応が求められる。

こうした事例から、損害額に一定の限度額以内で※専決処分を認めた。この件にかかる損害賠償の和解2件が報告された。いずれも

考えの住民代表として、意思決定する議会の使命は大きい。削減を求める声は聞こえるが、それによる効果は聞かない。他町の事例で判断すべきでなく、課題が多いなか、直ちに削減すべきでない。

町道の管理不備(落石、グレーチングの跳ね上がり)が原因であった。また年度末になっても事業完了が見込めないものは、最終補正予算で繰越明許費として計上されている。これが5月31日確定したことが繰り越し計算書として報告された。

このほか、税条例の改正が専決処分され承認した。理由は、4月1日付で地方税法が改正されたためであり、主な内容は、東日本大震災に伴う被害控除に関連するものである。

※専決処分(せんけつしよぶん)

本来、議会の議決を経なければならない事柄について、地方自治体の長が議会の議決の前に自ら処分すること

減2数定で議決

町長・副町長の処分条例を否決

6月7日に公表された「不適正な事務処理」は21日までに庁内調査を終えたとして職員の懲戒処分がなされた。

一方で特別職の町長と副町長の処分は、内容や期間を定めた条例が必要。また、条例は議会の議決（団体の意思決定）によって決まる。

議会は7日に町長から報告を受け、産業建設常任委員会で調査している。どこに問題があり、なぜ不適正な処理をしなければならなかったなど、全容は明らかにっていない。

処分条例の要旨

提案された条例は第一条で「町長の給料に關する特例」として、「7月分の給料は規定の額から7万円を減じた額」と定めている。

第2条では「副町長の給料に關する特例」として「7月分、8月分の給料は規定の額から5万9500円を減じた額」と定めている。

また、町長は自らの

処分について「社会全体のほかりによって決められる」と答弁している。

こうしたことから処分は時期尚早として否決した。

反対討論

矢山 武

処分は真相解明のあとに

全体の把握と責任の度合いが前提となる。

議会は、真相解明に努めている最中で、処分決定する時期でない。

賛成討論

福田 義人

前進を期待

信用を失墜したことは否めない。課題は残るが、行政の責務と手順で整理はされた。

長期化させることはプラスにならない。前に進むことを期待する。

反対討論

福田 豪

処分は時期尚早

大切にすべきは町民の理解。

議会は、調査中にある。今は、未だその時ではない。

辞任 奥田正和議長 選任 徳光義昭議長

定例会最終日、提案されたすべての審議・採決終了後、奥田正和議員が提出した「議員辞職願」を全会一致で許可した。

空席となった議長は選挙によることを確認し、徳光義昭議員を選任した。また徳光議員が務めていた委員などは次のとおり変更した。

委員・委員会所属の変更

・議会運営委員会

委員長 矢山 武

委員 福田 豪

・公共下水道事業調査特別委員会

委員 豊田 勲

・議会広報聴調査特別委員会

委員 岡田 武士

・常任委員会

徳光議員の所属を産業建設常任委員会から総務文教常任委員会へ変更。

宇津戸体育館着工へ

旧宇津戸小学校体育館建設工事は、入札の結果、工事費1億3600万円余で、(株)セラケンに落札した。

この事業は学校統合にかかわらず改築することとしており、※議会の議決を要する契約である。

また過疎計画では、これまで学校施設としていたものをスポーツ施設へ用途変更し、それぞれ可決した。

※議会の議決を要する契約

地方自治法及び世羅町条例により、5千万円の工事又は製造の請負契約は議会の議決を要する。